

認証基準（学校教育法等）と申請内容との対比表（一般財団法人短期大学基準協会）

認証の基準		申請者の申請内容
基準	基準に係る細目 <small>（令和2年4月1日施行改正細目省令版）</small>	
1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。 （学教法第110条第2項第1号）	(1) 大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。（細目省令第1条第1項第1号）	別添資料のとおり。
	(2) 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 （細目省令第1条第1項第2号）	評価基準は、4基準から構成されており、その下には12のテーマ、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を32の区分として表している。4基準（12テーマ32区分）の大きなくくりの下で、大学は関連ある事項を、有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を示していくものとしており（資料7-2頁）、評価基準は基本的事項を掲げ、 <u>画一的な評価ではなく、個性に配慮した評価が可能となるよう志向すること</u> としている。
	(3) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。 （細目省令第1条第1項第3号）	「大学認証評価要綱」の「14. 認証評価システムの改善（資料7-8頁）」及び「大学認証評価実施規程第5条第2項（資料6-1頁）」において、 <u>大学評価基準を定め、又は変更する場合には、その案を公表し、広く社会から意見を求めた上でこれを行う</u> としている。 また、今回の評価基準の設定にあたっては、全大学に対し意見照会を行うとともに基準協会のウェブサイトを通じて、パブリックコメントを行っている。（添付資料12）
	(4) 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 （細目省令第1条第1項第4号）	「大学認証評価要綱」の「6. 認証評価の実施方法（資料7-5頁）」において、 <u>評価は書面調査及び訪問調査により実施すること</u> としている。 書面調査では、対象大学が作成する自己点検・評価報告書等について大学評価基準に基づく評価を行い、訪問調査では、書面調査での問題点及び優れている点等の確認を中心として評価を行うとしている。

	<p>(5) 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。 (細目省令第1条第1項第5号)</p>	<p>「大学認証評価要綱」の「1 1. 適格に改善意見を付された場合の取扱い(資料7-8頁)」において、<u>適格の判定に改善意見を付された大学は、協会が指定する期日までに、所定の手続き従って報告書を提出し、評価を受ける必要がある</u>としている。また、「1 2. 再評価(資料7-8頁)」において、<u>不適格と判定された大学は、改善が必要とされた事項について、協会が指定する期間内に、所定の手続き従って報告書を提出し、再評価を受けることができる</u>としている。</p>
	<p>(6) 大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育研究上の基本となる組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み⑨財務⑩その他教育研究活動等に関すること。(細目省令第1条第2項第1号)</p> <p>① 教育研究上の基本となる組織</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②教員組織</p>	<p>評価基準に以下のとおり規定。(添付資料8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準Ⅰ ミッションと教育の効果 <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ-B 教育の効果 <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。 基準Ⅰ-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。 ・評価基準Ⅲ 教育資源と財的資源 <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-A 人的資源 <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。 ・評価基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス <ul style="list-style-type: none"> Ⅳ-B 学長のリーダーシップ <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準Ⅲ 教育資源と財的資源 <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-A 人的資源 <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

	③教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準Ⅱ 教育課程と学生支援 <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ－A 教育課程 <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅱ－A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確にしている。 基準Ⅱ－A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。
	④施設及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準Ⅲ 教育資源と財的資源 <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ－B 物的資源 <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅲ－B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 基準Ⅲ－B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。 Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅲ－C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。
	⑤事務組織	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準Ⅲ 教育資源と財的資源 <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ－A 人的資源 <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅲ－A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。
	⑥卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準Ⅰ ミッションと教育の効果 <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ－B 教育の効果 <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅰ－B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 ・評価基準Ⅱ 教育課程と学生支援 <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ－A 教育課程 <ul style="list-style-type: none"> 基準Ⅱ－A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。 基準Ⅱ－A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針

		(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。 基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。
	⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス Ⅳ-C ガバナンス 基準Ⅳ-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。
	⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準Ⅰ ミッションと教育の効果 Ⅰ-C 内部質保証 基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。
	⑨財務	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準Ⅲ 教育資源と財的資源 Ⅲ-D 財的資源 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。 基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。
	⑩その他教育研究活動等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準は、4基準、12テーマ、32区分から構成されており、細目省令が定める「その他教育研究活動等に関すること」についても評価できるものとなっている。
	(7) 内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。 (細目省令第1条第2項第2号)	「大学認証評価要綱」の「3. 大学評価基準(資料7-2頁)」において、内部質保証については、基準Ⅰに重点評価項目として設定しており、また、自己点検・評価報告書により、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況(レベルⅠ～Ⅳ)にあるか、「内部質保証ループリック」を用いて、評価員及び評価校それぞれが判定できるようになっている、としている。この「内部質保証ループリック」により、基準Ⅰの各テーマにおいてPDCAサイクルを継続的に用い、教育の質を保証しているかどうかを評価し、未実施のテーマ・区分(基準Ⅰ-A-2を除く)がある場合は直ちに基準を否とすることとしている。

	<p>(8) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。 (細目省令第1条第2項第3号)</p>	<p>「大学認証評価要綱」の「6. 認証評価の実施方法(1) 自己点検・評価報告書の作成の①(資料7-5頁)」において、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置の記述を求め、<u>設置計画履行状況等調査の結果への対応状況を確認することとしている。</u></p>
	<p>(9) 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 (細目省令第1条第2項第4号)</p>	<p>認証評価委員会規程(資料13-①)第2条第1項第3号及び第4号において「委員会は、学識経験を有する者、その他、理事会において必要と認められた者のうちから理事会において選出された者から構成される」旨が規定されており、<u>「大学認証評価委員会」の委員に高等学校長等を任命することで意見の聴取を行うこととしている。</u></p>
<p>2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。 (学教法第110条第2項第2号)</p>	<p>(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価(専門職大学院の評価)にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。 (細目省令第2条第1号)</p>	<p>認証評価委員会規程(資料13-①)第2条第1項において「委員会は、理事、会員大学の専任教職員、学識経験を有する者及び理事会において必要と認められた者のうちから理事会において選出された者から構成される」旨が規定されており、<u>「大学認証評価委員会」の委員に、国公私立大学の関係者、短期大学の関係者、有識者として公認会計士及び高等学校長等を加え、委員会運営を行うこととしている。</u></p>
	<p>(2) 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第2号)</p>	<p>「大学認証評価要綱」の「6. 認証評価の実施方法(資料7-6頁)」において、以下のように定めている。 <u>(7) 評価の公平性の確保</u> 評価の公平性を期するため、本協会が評価を受ける大学の利害関係者と認めるものは、当該大学の評価業務に従事させないものとします。</p>
	<p>(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第3号)</p>	<p>「大学認証評価要綱」の「5. 認証評価の実施体制(資料7-4頁)」において、<u>評価員に対しては、研修等を実施するとしている。</u></p>

	<p>(4) 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。 (細目省令第2条第4号)</p>	<p><u>「一般財団法人短期大学基準協会自己点検・評価委員会規程」において、自己点検・評価について定めている。(資料13-⑦)</u></p>
	<p>(5) 法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。 (細目省令第2条第4号)</p>	<p>分野別認証評価は行わない。</p>
	<p>(6) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。(細目省令第2条第5号)</p>	<p><u>認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外に係る経理と区分して整理することとしている。</u></p> <p>会計処理規程 第4条 法令の要請等により必要とされる場合は会計区分を設けるものとする。(資料13-⑩)</p>
<p>3. 認証評価の結果の公表及び文部科学大臣への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。 (学教法第110条第2項第3号)</p>		<p><u>「大学認証評価要綱」の「7. 異議申立て及び意見申立ての機会(資料7-6頁)」において、機関別評価を決定する前に、機関別評価案を当該大学に内示し、異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとしている。</u></p>
<p>4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であること。(学教法第110条第2項第4号)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人(平成24年4月1日成立) ・財産目録から、負債が資産を上回っていない。正味財産は、平成31年3月末現在で、3億476万円となっている。(資料3-1頁) ・今後の法人全体の収支計画から、認証評価事業その他の事業全体において、7年間の合計でみると<u>収入と支出のバランスがとれている。</u>(資料3-添付資料) ・評価事業の主たる財源である評価手数料を、180万円に1学部あたり40万円、1研究科あたり20万円の加算(非会員校は7年分の会

		費相当額を加算)とするなど、評価事業を行う上で、財政的に支障のない見込・計画を立てている。(資料7-8, 9頁)
5. 文部科学大臣により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。(学教法第110条第2項第5号)		非該当。
6. その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 (学教法第110条第2項第6号)	(1) 学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項(①名称及び事務所の所在地、②役員の氏名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価の結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額)を公表することとしていること。(細目省令第3条第1項第1号)	「大学認証評価要綱」の「16. 認証評価システムの公表の方法(資料7-9頁)」において、 <u>学校教育法施行規則第169条第1項に規定されている事項を公表するとともに、評価に対して保有する情報は可能な限り、適切な方法により提供するとしている。</u>
	(2) 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。 (細目省令第3条第1項第2号)	「大学認証評価要綱」の「9. 認証評価の申込み及びスケジュール等(資料7-6頁)」において、 <u>評価を希望する大学は前年度の指定した期日までに本協会に申し込み、本協会では申し込まれた大学全てについて、申込みの翌年度に評価を実施することとしているが、評価の実施が困難な場合には、申込み大学と調整するとしている。</u>
	(3) 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。(細目省令第3条第1項第3号)	本協会は、 <u>短期大学の認証評価を行う機関</u> として、平成17年1月に認証されており、平成29年度までに <u>618校の短期大学の評価を実施</u> している。
7. 評価結果 (学教法第110条第4項)	評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(学教法施行規則第171条)	「大学認証評価要綱」の「8. 認証評価結果と公表(資料7-6頁)」において、 <u>機関別評価結果が確定した後、当該大学に通知するとともに刊行物への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表するとしている。</u>